

No.1

令和4年6月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 3号	専決処分の報告について.....	1 頁
報告第 4号	専決処分の報告について.....	3 頁
報告第 5号	専決処分の報告について.....	5 頁
報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて.....	7 頁
報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて.....	12 頁
報告第 8号	専決処分の承認を求めることについて.....	15 頁
報告第 9号	令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 継続費繰越計算書の報告について.....	25 頁
報告第10号	令和3年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の 報告について.....	26 頁
報告第11号	令和3年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について.....	27 頁
報告第12号	令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について.....	28 頁
報告第13号	令和3年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について.....	29 頁
報告第14号	令和3年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について.....	30 頁
報告第15号	令和3年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について.....	31 頁

報告第 1 6 号	令和 3 年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について.....	3 2 頁
報告第 1 7 号	令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 事故繰越し繰越計算書の報告について.....	3 3 頁
議案第 4 1 号	令和 4 年度戸田市一般会計補正予算（第 3 号）.....	別冊 No. 2
議案第 4 2 号	戸田市税条例等の一部を改正する条例.....	3 4 頁
議案第 4 3 号	戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例.....	3 9 頁
議案第 4 4 号	戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	4 4 頁
議案第 4 5 号	令和 4 年度戸田市一般会計補正予算（第 4 号）.....	別冊 No. 3
議案第 4 6 号	令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 3
議案第 4 7 号	令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 （第 1 号）.....	別冊 No. 3
議案第 4 8 号	令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	別冊 No. 3
議案第 4 9 号	令和 4 年度戸田市水道事業会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 4
議案第 5 0 号	令和 4 年度戸田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 4

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された自動車事故に伴う損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁用自動車（大宮400の7905）事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額 35,750円
- 2 損害賠償の相手方
 住 所 (略)
 氏 名 (略)

3 概要

令和4年1月27日（木）午前10時45分頃、さいたま市南区内谷一丁目8-7若宮第1駐車場前の路上にて、庁用自動車が対向車とのすれ違いの際に、車体左側のサイドミラーを駐車場に設置されていたカーブミラーに接触させ、破損させたものである。

令和4年3月31日

戸田市長 菅原文仁

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

市民ボート教室における戸田ボートコース利用者との接触事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額 66,000円
- 2 損害賠償の相手方
 住 所 (略)
 氏 名 (略)
- 3 概要

令和3年9月26日（日）午後5時30分頃、市主催事業「市民ボート教室」の参加者が乗艇した艇と、戸田ボートコース利用者の艇が接触したことにより、利用者の艇の部品（リガー）が損傷したものである。

令和4年4月15日

戸田市長 菅原文仁

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

新曾さくら川における樹木落枝事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 42,340円

2 損害賠償の相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

3 概要

令和3年5月18日（火）午後1時15分頃、新曾さくら川の戸田市新曾南3丁目2番6号地先で、現場を歩行していたところ、頭上から落下した樹木の枝が頭頂部に直撃し、負傷したものである。

令和4年3月29日

戸田市長 菅原文仁

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

戸田市長 菅原文仁

戸田市税条例等の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第57条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第57条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、

同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第17条中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第27条中「第18条、第20条」を「第17条、第18条、第20条」に、「附則第22条の「前年度分の」を「同条の「前年度分の」に改める。

附則第28条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

(戸田市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 戸田市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、戸田市税条例第34条第10項の改正規定中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定

は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年条例第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和4年3月31日

戸田市長 菅原文仁

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

令和4年度戸田市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年度戸田市一般会計補正予算（第2号）

令和4年5月13日

戸田市長 菅原文仁

令和4年度戸田市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度戸田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,763,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,063,707	170,883	12,234,590
	2 国庫補助金	1,965,085	170,883	2,135,968
歳入	合計	57,592,504	170,883	57,763,387

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		26,913,280	170,883	27,084,163
	2 児童福祉費	12,461,993	170,883	12,632,876
歳出	合計	57,592,504	170,883	57,763,387

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金	12,063,707	170,883	12,234,590
歳入合計	57,592,504	170,883	57,763,387

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3民生費	26,913,280	170,883	27,084,163			
歳出合計	57,592,504	170,883	57,763,387	170,883		

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
2 民生費 国庫補助金	662,127	170,883	833,010	2 児童福祉費 補助金	170,883	9 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 既定額 0 補正額 170,883
計	1,965,085	170,883	2,135,968			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			区分	金額		
				特出金	地方債	その他			一般財源	
2 児童福祉 運営費	9,134,176	170,883	9,305,059	170,883				3 職員手当等 5,661	16. 子育て世帯生活支援特別給付金支給 事業(こども家庭支援室) 170,883 3 職員手当等 5,661 ・超過勤務手当 (5,036) 既定額 0 補正額 5,036 ・休日給 (625) 既定額 0 補正額 625 10 需用費 574 ・消耗品費 (500) 既定額 0 補正額 500 ・印刷製本費 (74) 既定額 0 補正額 74 11 役務費 261 ・通信運搬費 (76) 既定額 0 補正額 76	
			170,883				10 需用費 574			
							11 役務費 261			
							12 委託料 40,887			
							19 扶助費 123,500			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正予算給与費明細書

1 一般職
 (1) 総括 ※ () 内は短時間勤務職員(外書き)
 (単位:千円)

区分	職員数 (人)	給			与			費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	給	与	計			
補正後	(757) 886	859,011	3,185,409	2,792,534	6,836,954	1,278,070	8,115,024			
補正前	(757) 886	859,011	3,185,409	2,786,873	6,831,293	1,278,070	8,109,363			
比較	(0) 0	0	0	5,661	5,661	0	5,661			

区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	超過勤務手当	休日	夜勤手当	給	特別手当	手当	手当
補正後	98,966	345,249	130,486	417,966	55,046	9,983	18,683			
補正前	98,966	345,249	130,486	412,930	54,421	9,983	18,683			
比較	0	0	0	5,036	625	0	0			
区分	住居手当	宿直手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別手当	児童手当			
補正後	119,303	496	51,025	881,476	584,793	3,342	75,720			
補正前	119,303	496	51,025	881,476	584,793	3,342	75,720			
比較	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別の 1. その他の 増減分	内訳	説明	備考
職員手当等	5,661		5,661	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に伴う増加分	

一般

報告第9号

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出額 及び 見込	残 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳		
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源	其 他
2 事業費	1 事業費	3号調整池 築造工事	1,114,820,000	900,000,000	102,000,000	1,002,000,000	900,000,000	900,000,000	300,259,000	123,341,000	476,400,000	0

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第10号

令和3年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	自己資金	
1	資本的支出			943,500,000	0	943,500,000	0	943,500,000	943,500,000	471,800,000	471,700,000	0	0
		1	建設改良費	7,295,000,000									
										471,800,000	471,700,000	0	

(単位：円)

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第 1 1 号

令和 3 年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費		6,930,000	6,692,400	0	6,692,000	0	0	400
3	1 社会福祉費	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きの ワンストップ化対応事業	1,980,159,000	224,141,000	0	224,141,000	0	0	0
	2 児童福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 子育て世帯等臨時特別支援事業	420,095,000	148,421,000	0	148,421,000	0	0	0
4	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	105,965,000	49,523,000	0	49,523,000	0	0	0
	1 土木管理費	道路施設整備事業	13,500,000	13,500,000	0	0	0	0	13,500,000
8	2 道路 橋りょう費	橋梁整備事業	65,198,000	65,198,000	0	22,000,000	38,800,000	0	4,398,000
		道路整備事業	47,581,000	47,581,000	0	12,100,000	0	0	35,481,000
3	河川費	さくら川整備事業	83,707,000	83,707,000	0	0	0	41,672,072	42,034,928
	4 都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	114,294,000	88,784,000	0	24,000,000	0	0	64,784,000

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

報告第12号

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	44,715,000	39,714,763	0	0	0	0	39,714,763
		宅地整備事業	873,886,000	873,886,000	0	0	653,300,000	0	220,586,000

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第13号

令和3年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 定 財 源	未 収 入	財 源		
					入 源	地 方 債	所 の	他	一 般 財 源
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	67,824,000	27,824,000	0	0	0	0	27,824,000

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

令和3年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明	
						企業債	他会計負担金	自己資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	令和3年度東部浄水場1号配水ポンプ吐出弁及び逆止弁更新工事	14,850,000	0	14,850,000	14,800,000	0	50,000	0	0	吐出弁と逆止弁の工場製作に時間を要したため。	
		4号取水井更新工事	158,840,000	0	158,840,000	158,800,000	0	40,000	0	0	資材に規格不適合のものがあり、適合する資材の調達に時間を要したため。	
		令和3年度公共下水道汚水築造（その5）工事に伴う配水管布設替え工事	17,689,000	0	17,689,000	0	17,689,000	0	0	0	0	当該工事の基となる工事の工程に変更が生じたため。
		令和3年度廃道に伴う配水管布設替え工事	13,500,000	0	13,500,000	0	13,500,000	0	0	0	0	取水不良現象が発生したことにより、仮配水管の設置工事を追加する必要性が生じたため。
		令和3年度配水管更新No.5工事	72,930,000	0	72,930,000	72,900,000	0	30,000	0	0	0	濁り水抑制のため、仮配管の設置・撤去工事を追加したため。
		令和3年度配水管更新No.6工事	17,897,000	0	17,897,000	17,800,000	0	97,000	0	0	0	濁り水抑制のため、仮配管の設置・撤去工事を追加したため。
		令和3年度配水管更新No.7工事	38,324,000	0	38,324,000	38,300,000	0	24,000	0	0	0	濁り水抑制のため、仮配管の設置・撤去工事を追加したため。
		令和3年度配水管更新No.8工事	35,431,000	0	35,431,000	35,400,000	0	31,000	0	0	0	濁り水抑制のため、仮配管の設置・撤去工事を追加したため。
		令和3年度消火栓整備No.4工事	1,089,000	0	1,089,000	0	1,089,000	0	0	0	0	当該工事の基となる工事の工程に変更が生じたため。
		令和3年度消火栓整備No.5工事	2,486,000	0	2,486,000	0	2,486,000	0	0	0	0	当該工事の基となる工事の工程に変更が生じたため。
		令和3年度消火栓整備No.6工事	1,067,000	0	1,067,000	0	1,067,000	0	0	0	0	当該工事の基となる工事の工程に変更が生じたため。
		令和3年度下水工事設計に伴う地下埋設物調査業務委託	2,569,000	0	2,569,000	0	0	2,569,000	0	0	0	県道の試掘抑制の影響により、工期が延長となったため。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第15号

令和3年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	国庫補助金	自己資金				
1	資本的支出	建設改良費	194,590,000	0	194,590,000	119,800,000	74,700,000	90,000	0	0	交通事情を勘案し、施工方法の調整を行ったことにより、工期の延長が必要となったため。	
						121,900,000	62,500,000	96,400	0			想定外の地質であることが判明したこと等により、工法の変更及び工期の延長が必要となったため。
						101,600,000	15,000,000	75,900	0			想定外の支障物件等により、工法の変更及び工期の延長が必要となったため。
			8,037,864	0	8,037,864	5,100,000	2,780,000	157,864	0	0	関係企業間の施工調整に日数を要したため。	
			水道管移設補償金	18,781,700	0	18,781,700	18,700,000	0	81,700	0	0	当該補償の基となる工事の工程に変更が生じたため。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第16号

令和3年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌 繰 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	健康福祉の社 管理運営費	1,309,000	0	1,309,000	0	1,309,000	0	1,309,000		新型コロナウイルス感染症によるまん延防止措置の影響及び当該施設における新型コロナウイルス感染症陽性者の発生により、浴槽用ろ過機ろ過材交換修繕の施工実施が大幅に遅れたため。
	2 児童福祉費	プリムロース業 管理運営事業	2,849,000	0	2,849,000	0	2,849,000	0	2,849,000		新型コロナウイルス感染症の影響により、高圧変電設備の修繕に必要な部材の調達が遅れたため。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第17号

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の内訳		支出負担 行爲予定額	翌 繰 年 越 額	左の財源内訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	72,929,050	51,030,000	21,899,050	0	21,899,050	0	10,950,000	10,949,050	所有者が物件移転補償契約後、新築する建物計画を変更したことにより、設計、それに伴う手続及び施工に日数を要することになったため。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第42号

戸田市税条例等の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第19条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第22条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第19条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第22条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第20条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第22条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第22条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第22条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名

第22条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第37条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第57条の2第2項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第57条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第14条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は

第37条の8」に改める。

附則第16条の3の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第22条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の3の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第22条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第41条を削る。

(戸田市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 戸田市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第12条第2項及び第22条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第19条第4項及び第6項、第20条の8第1項及び第2項、第22条の2第1項ただし書及び第2項、第22条の3第2項及び第3項の改正規定並びに第37条の7の改正規定並びに附則第14条の3第2項、第16条の3の2第4項並びに第16条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条中附則第2条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定

令和6年1月1日

(2) 第1条中第8条第1項の改正規定、第57条の2第2項の改正規定及び同条例第57条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例第8条第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の戸田市税条例(次項において「新条例」という。)第22条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第22条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の戸田市税条例(次項において「旧条例」という。)第22条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第22条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第22条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第22条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例第57条の2第2項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資

産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例第57条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第43号

戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第48号」の次に「。以下「法」という。」を、「第2項」の次に
「、第4条、第5条、第6条第2項」を、「第7条第1項」の次に「及び第2項
並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項」を加える。

第2条の見出しを「(職員の任期を定めた採用)」に改め、同条に次の1項を
加える。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該
専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号
に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間
を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると
きは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、
当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認め
られる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることそ
の他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされ
る業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することがで
きる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させ
る必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させ
ることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難で
ある場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的
な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有す
る当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間
に限られる場合

第7条を第11条とする。

第6条第1項中「第19号」の次に「。以下「企業給与条例」という。」を加
え、同条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第9条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の2第1項中「第3条」とあるのは「第3条及び戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第11号）第8条」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

第6条第3項を削り、同条第4項中「戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条」を「企業給与条例第2条第3項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の2項を加える。

4 給与条例第8条、第9条及び第9条の4の規定並びに企業給与条例第5条及び第5条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第11号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

第6条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

（任期の特例）

第6条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第7条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条の規定による場合にあっては5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第4条を削る。

第3条第1項中「任命権者は」の次に「、第2条各項の規定により」を加え、同条を第5条とし、同条の前に次の2条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、

短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第1項の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）
- 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第11号）第4条」を加える。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
(3) 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第11号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された職員
第14条中「(平成19年条例第11号)」を削り、同条の表中「第5条第2項」を「第8条第2項」に、「第5条第3項」を「第8条第3項」に改める。
（戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 4 戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第20条の見出しを「(短時間勤務職員に支給する手当の額)」に改め、同条に次の1項を加える。
2 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第

11号)第4条の規定により任期を定めて採用された医師が業務に従事したときに支給する手当の額は、第7条第2号に定める額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第44号

戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

戸田市屋外広告物条例（平成25年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「、前条第3項に規定する者に」を削り、「を定期的に点検させ」を「の点検を定期的に行わ」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものについては、次に掲げる者に行わせなければならない。

(1) 県条例第25条第1項各号に掲げる者

(2) 埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和50年埼玉県規則第53号）第15条第2項各号に掲げる者

(3) その他前2号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年12月31日までの間における改正後の第16条の2第2項に規定する広告物又は掲出物件に係る点検を行う者の要件については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和4年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁